

## 平成 21 年度工事監査実施要領

### 1 根拠法令

地方自治法第 199 条第 1 項、第 5 項

### 2 監査対象及び実施基準

#### (1) 設計・積算段階の監査

設計・積算の技術調査については、下記の 1)～4)に該当するものの中から選定し、外部専門機関に委託して実施する。

- 1) 都市開発部、土木部が平成 21 年度に予定している工事のうち、議会案件（付帯工事を含む）1 億 8,000 万円以上のもの。
- 2) 契約が締結されていないもの。（仮契約も含む）
- 3) 設計から起工日まで監査日程が調整可能なもの。
- 4) 2 件以上を選定する場合は、設計・積算の完了予定が同時期なもの。

#### (2) 設計から施工までの監査

下記の 1)～3)を全て満し、かつ 4)～9)のうちいずれかに該当するものの中から選定し実施する。

- 1) 都市開発部、土木部が平成 21 年度に施工する工事（継続工事を含む）のうち、契約金額が 500 万円以上の工事から選定する。
- 2) 平成 21 年 12 月初旬現在、契約が締結されているもの。
- 3) 平成 22 年 2 月初旬現在、工事中であるもの。
- 4) 各課別工事のうち契約金額が最大の工事。
- 5) 契約金額が 1 億円以上の工事。
- 6) 契約比率が 80%以下の工事。
- 7) 契約変更のある工事。
- 8) 1 日の施工金額が 100 万円以上の工事。
- 9) 工期比率が 50%以上の工事。

### 3 日程及び監査会場

#### (1) 設計・積算段階の監査

- 1) 対象工事の設計・積算終了から 4 週間程度とし、そのうち技術調査は 2 週間程度とする。
- 2) 監査委員室及び 401 会議室並びに工事内容により工事実施予定箇所。

(2) 設計から施工までの監査

- 1) 平成22年2月初旬の4日間。
- 2) 監査委員室及び工事実施個所。

※ (1)、(2) の対象工事及び日程等の詳細は、そのつど監査委員協議会で決定する。

#### 4 監査の着眼点

(1) 設計・積算段階の監査

1) 設 計

- ① 基本設計は設計と条件を把握しているか。
- ② 基本設計は合理的なものとなっているか。
- ③ 実施設計は詳細図等が必要に応じて明記されているか。
- ④ 実施設計は安全性、使用性や将来の維持管理のしやすさなどに配慮されているか。
- ⑤ 実施設計の設計図書（仕様書・設計書・計算書等）は、的確に作成されているか。

2) 積 算

- ① 積算金額の算出根拠及び算定額は、明確かつ適正か。
- ② 積算金額について一式で表現される場合、その算出根拠は明確かつ適正か。
- ③ 標準単価以外の単価は、市場性が考慮されているか。

3) 仕様書

特記仕様書は、必要項目が明記されているか。

(2) 設計から施工までの監査

1) 計 画

- ① 工事計画は妥当か。
- ② 関連工事相互間の調整は適切に行われているか。

2) 設 計

- ① 事業目的に適合した設計になっているか。
- ② 事前調査、調整が十分行われているか。
- ③ 現場の状況に適合した経済的設計になっているか。
- ④ 将来の維持管理等を勘案した設計になっているか。
- ⑤ 仕様書、図面及び明細書は的確に作成されているか。

3) 積 算

- ① 歩掛、単価が適正に算出されているか。
- ② 数量、金額は適正か。

4) 施 工

- ① 設計図書に基づいた施工がされているか。
- ② 工事施工計画は適正か。
- ③ 各種検査、試験成績表は適正か。
- ④ 工程管理は的確に行われているか。
- ⑤ 保安及び災害対策が適切に行われているか。

5) 変 更

- ① 変更理由、工期は適正か。
- ② 変更協議書等が適時、適切に行われているか。

6) 契 約

契約事務の手続きが適正に行われているか。

## 5 監査の方法

### (1) 設計・積算段階の監査

- 1) 監査委員は関係部課長等から設計概要の説明を受けたのち、外部専門機関が行った技術調査の結果報告を受け、聴取により監査を実施する。
- 2) 監査委員事務局は監査委員の命を受け、外部専門機関が円滑に技術調査を実施するための調整を行い、結果報告の内容について確認する。

### (2) 設計から施工までの監査

- 1) 監査委員は関係部課長等から提出された調書等を基に説明を受け、質疑応答を行い、その後、現場にて監査を実施する。
- 2) 監査委員事務局は監査委員の命を受け、監査基本計画及び実施要領に基づき、各工事主管課から提出された契約書、設計図書、施工計画書等の提出を求め調査及び聴取を行い、工事現場を実査し、それらの結果を監査委員に報告する。

## 6 監査通知及び資料の請求

江戸川区監査委員条例第4条の規定に基づき通知し、併せて資料の提出を求める。

## 7 この他、必要な事項は監査委員が定める。